

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成31年2月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

学校又は教育委員会が行ったいじめ問題の調査の結果について調査審議する葉山町いじめ問題再調査会、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進について協議する葉山町いじめ問題対策連絡協議会、学校におけるいじめ問題に係る事実関係を調査審議する葉山町いじめ問題調査会、スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する葉山町スポーツ推進審議会並びに町立図書館のあり方について審議する葉山町立図書館あり方検討委員会を、地方自治法第138条の4第3項の附属機関として新たに設置する必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「

葉山町個人情報保護審査会	葉山町個人情報保護条例（平成11年葉山町条例第16号）の規定による決定に対する審査請求及び個人情報保護制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内
--------------	---	------

」を

「

葉山町個人情報保護審査会	葉山町個人情報保護条例（平成11年葉山町条例第16号）の規定による決定に対する審査請求及び個人情報保護制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内
葉山町いじめ問題再調査会	学校又は教育委員会が行ったいじめ問題の調査の結果につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内

」に、

「

葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	20人以内
------------------	--	-------

」を

「

葉山町教育振興基本計画策	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に	20人以内
--------------	-----------------------------------	-------

定委員会	じて審議し、その結果を答申すること。	
葉山町いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
葉山町いじめ問題調査会	学校におけるいじめ問題につき教育委員会の諮問に応じて当該いじめ問題に係る事実関係を調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内

」に、

「

葉山町文化財保護委員会	文化財の保存及び活用につき教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	10人以内
-------------	--	-------

」を

「

葉山町文化財保護委員会	文化財の保存及び活用につき教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	10人以内
葉山町スポーツ推進審議会	スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内
葉山町立図書館あり方検討委員会	町立図書館のあり方につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内

」に改める。

#### 附 則

( 施行期日 )

- この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
( 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 )
- 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 ( 昭和 31 年葉山町条例第 201 号 ) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

個人情報保護審査会委員	日額 15,000円
-------------	------------

」を

「

個人情報保護審査会委員	日額 15,000円
いじめ問題再調査会委員	日額 15,000円

」に、

「

教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円
-----------------	-----------

」を

「

教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円
いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 9,000円
いじめ問題調査会委員	日額 15,000円

」に、

「

文化財保護委員会委員	日額 9,000円
------------	-----------

」を

「

文化財保護委員会委員	日額 9,000円
スポーツ推進審議会委員	日額 9,000円
葉山町立図書館あり方検討委員会委員	日額 9,000円

」に

改める。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

学校又は教育委員会が行ったいじめ問題の調査の結果について調査審議する葉山町いじめ問題再調査会、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進について協議する葉山町いじめ問題対策連絡協議会、学校におけるいじめ問題に係る事実関係を調査審議する葉山町いじめ問題調査会、スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する葉山町スポーツ推進審議会並びに町立図書館のあり方について審議する葉山町立図書館あり方検討委員会を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として新たに設置することとした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 町長の附属機関として葉山町いじめ問題再調査会を置き、委員の報酬を日額 15,000 円とした。
- ( 2 ) 教育委員会の附属機関として葉山町いじめ問題対策連絡協議会、葉山町いじめ問題調査会、葉山町スポーツ推進審議会及び葉山町立図書館あり方検討委員会を置き、委員の報酬を葉山町いじめ問題調査会の委員については日額 15,000 円、その他の委員については日額 9,000 円とした。

## 3 施行期日

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

【本則】葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号				葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	(略)	(略)	(略)	町長	(略)	(略)	(略)
	葉山町個人情報保護審査会	葉山町個人情報保護条例(平成11年葉山町条例第16号)の規定による決定に対する審査請求及び個人情報保護制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内		葉山町個人情報保護審査会	葉山町個人情報保護条例(平成11年葉山町条例第16号)の規定による決定に対する審査請求及び個人情報保護制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内
	葉山町いじめ問題再調査会	学校又は教育委員会が行ったいじめ問題の調査の結果につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内		(略)	(略)	(略)
教育委員会	葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	7人以内	教育委員会	葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	7人以内
	葉山町いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に係る機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内		(略)	(略)	(略)

葉山町いじめ問題調査会	学校におけるいじめ問題につき教育委員会の諮問に応じて当該いじめ問題に係る事実関係を調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内				
葉山町文化財保護委員会	文化財の保存及び活用につき教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	10人以内	葉山町文化財保護委員会	文化財の保存及び活用につき教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	10人以内	
葉山町スポーツ推進審議会	スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内				
葉山町立図書館あり方検討委員会	町立図書館のあり方につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内				

【附則】葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号 別表第1（第2条関係）		葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号 別表第1（第2条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)	(略)	(略)	(略)
個人情報保護審査会委員	日額 15,000円	個人情報保護審査会委員	日額 15,000円
いじめ問題再調査会委員	日額 15,000円		
(略)	(略)	(略)	(略)
教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円	教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円
いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 9,000円		
いじめ問題調査会委員	日額 15,000円		
文化財保護委員会委員	日額 9,000円	文化財保護委員会委員	日額 9,000円
スポーツ推進審議会委員	日額 9,000円		
葉山町立図書館あり方検討委員会委員	日額 9,000円		
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。		備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。	